

資料7

芦屋市自転車駐車場指定管理者募集要項に関する質問書への回答について

質問番号	募集要項の該当項目等	質問内容	回答
1	募集要項 P 2～3	JR芦屋駅南自転車等駐車場3には管理人室がありますが、令和6年12月より閉鎖予定となっております。JR芦屋駅南自転車等駐車場10が令和6年度より開設予定とありますので、管理人室もこちらへ設置されるのでしょうか。	J R芦屋駅南自転車駐車場10（仮称）に管理人室の設置予定はありません。近くの管理人室（J R芦屋駅北）等より管理いただくこととなります。
2	仕様書 P 6～7	自動二輪車の受入れについて 仕様書6-7pの料金体系について、自動二輪車の料金設定が無い自転車駐車場があります。J R芦屋駅北や阪神芦屋駅南の場内では50ccを超えるバイクを多数見かけますが、自動二輪車の料金設定を行う予定はないのでしょうか。	J R芦屋駅北での自動二輪の料金設定の予定はありません。また、条例等において、受入れ可能である自転車等を示しており、125cc以下の原動機付自転車も原動機付自転車扱いとなる場合があり、自転車駐車場になじまないものや規格外のものについては、原動機付自転車扱いとなりません。
3	仕様書 P 1 4 9 (1) イ	貴市の長期修繕計画を開示願います。 (JR芦屋駅北の自転車等搬送コンベアの改修も含む)	別紙を参照ください。
4	仕様書 P 2 1 1 3 (1 5) ウ	AEDについて 消耗品等の交換に要する経費は原則市が負担する。とあります。既設のAEDに関しても適用されるのでしょうか。	その通りです。
5	仕様書 P 2 1 1 3 (2 0)	貴市にてキャッシュレス決済を導入される予定があればご教示願います。	全庁的には導入を検討しておりますが、具体的な場所や時期等については、お示しすることができません。

質問番号	募集要項の該当項目等	質問内容	回答
6	—	現在設置されている自動販売機は、現指定管理者様が自主事業で設置されいているものでしょうか。	阪神芦屋駅南自転車駐車場に設置されている自動販売機については、その通りです。
7	—	施設にシャッターが設置されているようにお見受けしましたが、シャッターの開閉は誰が行っておられるのでしょうか。	阪神芦屋駅南自転車駐車場管理人室周辺のシャッターは、施設管理者（市）が開閉を行っています。
8	—	①現在、阪神芦屋駅南自転車駐車場及びJR芦屋駅北自転車駐車場に設置されている定期更新機と打出駅前自転車駐車場に設置されている電磁ロック式駐輪機は、貴市所有の機器でしょうか。 ②当該機器類は、来年度以降も無償で利用が出来るのでしょうか。 ③現指定管理者様が持込みで設置された機器である場合、指定管理期間終了時には現指定管理者の費用において撤去されると理解してよろしいでしょうか。	①定期更新機については、現指定管理者の所有となります。また、阪神打出駅周辺にある電磁ロック式駐輪機については、市営の自転車駐車場ではありません。 ②定期更新機は、現指定管理者のサービスと一体となっているため、そのままの継続利用はできません。業者との協議の上、ソフトの更新など（費用発生あり）を実施すれば、利用が可能となります。 ③ご質問のとおりですが、引き続き設置しておくなど、市が承認した場合はその限りではありません。
9	—	機械化の提案に伴い、現在設置されている転倒防止柵や車止め等の撤去、移設等は可能でしょうか。	ご提案の内容によりますが、関係各課・関係機関と調整の上、個別に協議いたします。
10	募集要項 P 3 6 参考資料	令和5年度の支出について、人件費が前年度実績と大きく乖離している要因をご教示ください。 また、令和5年度の支出合計は、121,841,000円となりますが、「121,808,000」と記載されています。誤りでしょうか。	令和5年度分は、指定管理者より提出のあった予算書（事業計画書）を転記しており、予算としての掲載となります。 ご指摘の通り、121,841,000円が正しい数値となります。申し訳ございません。

質問番号	募集要項の該当項目等	質問内容	回答
11	仕様書 P 8 参考： 令和4年度 駐車場の職員 配置状況	各駐輪場の配置状況に、「2交替制」「3交替制」とありますが、交代の回数や人数についても提案により変更してもよろしいでしょうか。また、現在の業務時間の中で利用者が極端に少ない時間帯について、お客様にご不便をおかけしない必要な措置を講じることで、一定時間を無人または、有人管理時間の短縮等を提案することは可能でしょうか。	仕様書8ページ、参考の表のとおりの人員配置でなくとも、仕様書7ページに記載のおとり、適正な人員配置であれば、ご提案は可能です。しかし、市が適正でないと判断した場合は、人員配置を変更いただく場合があります。
12	仕様書 P 12～13 (5)	①別途業務委託契約を予定している業務について、指定管理指定申請書の收支計画等には当該業務の見積額等は記載する必要はありませんか。 ②指定管理者選定後に見積額の提出や金額の協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	①不要です。 ②見積書の提出は、応募時の必要書類としています。実際の契約は令和6年4月からとなりますので、改めて3月ごろにご提出いただく予定ですが、これまでの実績等を考慮し、理由のない高額な見積りなどの場合は、競争入札などによる契約となる場合があります。
13	仕様書 P 13 8 (1)	JR芦屋駅南エリアの再開発事業による一部駐車場の閉鎖は、利用料金収入に大きく影響すると考えますが、令和6年度～令和10年度の貴市の利用料金収入見込みをご教示ください。	具体的な数値をお示しすることはできませんが、これまでの実績や工事に伴う駐輪台数の減少などを加味し、算出しております。

質問番号	募集要項の該当項目等	質問内容	回答
14	仕様書 P 1 3 8 (1)	「駐車台数減少分はJR芦屋駅北自転車駐車場と民間駐輪場等へ利用者を誘導する等の対応を行うこと」とありますが、南側にある「サイカパーク」3施設は、貴市所有の土地に現指定管理者が駐輪場を設置して運営をされているようですが、来年度以降、指定管理者が変更になった場合でも、当該施設の管理者は変更無く現指定管理者が継続して運営されるのでしょうか。	サイカパーク1、2、3（予定）は民間の駐輪場としての位置づけであり、現指定管理者が運営管理を実施しております。来年度以降も継続の予定です。
15	仕様書 P 1 4 9	「芦屋市公共施設維持管理マニュアル」を基に、点検の記及び対応チェックリストを作成し、市に報告することとありますが、点検の記録や対応チェックリストの作成は継続性が重要と考え、今指定管理期間中に使用されているチェックリストや対応チェックリストを引き継いで使用することは可能でしょうか。	仕様書17ページ（7）に記載のとおり、業務の引継ぎ時には、指定管理業務に必要な文章及びデータ等を無償で提供するとあり、引き継いで使用することは可能です。
16	仕様書 P 2 1 (20)	キャッシュレス決済導入時の対応について、現時点で貴市においてキャッシュレス決済を導入する予定のある施設はありますか。 導入施設、導入の種類（定期利用・一時利用、機械式駐輪機の設置等）、導入時期をご教示ください。	上記、質問番号5にて回答している通りです。
17	様式2 (8)	人件費及び損害保険料内訳の入件費について、シフト制のパート従業員（時間給）の月額の人件費が記載しにくい場合、年額での記載でも良いでしょうか。	問題ありませんが、人数・役割の内訳を示し、精算可能な内容とするなど、可能な限り詳細な記載をお願いいたします。